

— 令和4年度 —



佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

(電気自動車)のご案内

佐倉市では、家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化並びに電力の強靱化を図り、もって地球温暖化の防止に資するため、住宅用設備等（以下「補助対象設備等」といいます。）を導入するかに、予算の範囲内において導入費用の一部を補助します。

【重要】注意点

- ・ 納車完了後の申請となります。
- ・ 太陽光発電設備が設置されていることが補助要件となります。

* その他注意事項 *

- ・ この補助金の交付を受けた場合は、補助対象設備等について適正な管理及び運用を図らなければなりません。一定の期間を経過する前に設備を処分する場合には、所定の申請が必要となるほか、補助金の返還等を求めることがあります。
- ・ 受付開始後は、随時、受付状況（残り予算額等）について、佐倉市ホームページにてお知らせしますので、各自ご確認ください。
- ・ 個々の申請者に関する申請状況の問い合わせ（申請済か否か等）には、個人情報保護のため市ではお答えいたしかねます。直接、申請者又は代行事業者へご確認ください。
- ・ 交付申請の審査にあたって、必要な場合は現地確認を行うことがあります。立会をお願いする場合は、事前に日程等を調整させていただきます。
- ・ 設置に当たっては、各法令等に準拠してください。

【お問い合わせ・提出先等】

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市環境部生活環境課

TEL 043-484-6716（直通） FAX 043-486-2504

メール seikatsukankyo@city.sakura.lg.jp

佐倉市ホームページ <http://www.city.sakura.lg.jp/0000018600.html>

1 申請の条件等について

令和4年4月1日以降に登録されたものが対象です。

(1) 補助対象となる設備等及び補助金額

設備等の種類	設備等の要件 新車であること。	補助金額
電気自動車 (V2H充放電 設備なし)	【設置する住宅等に関する要件】 <ul style="list-style-type: none">申請者自らが居住する住宅太陽光発電設備が設置されていること 【設備の要件】 <ul style="list-style-type: none">申請者が新車として購入したもの自動車検査証の燃料の種別が「電気」と記載されているもの(用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されているものに限る)自動車検査証の使用の本拠地が市内の住所であること自動車検査証の初年度登録年月日又は交付年月日が、令和4年4月1日以降であること国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること	上限10万円
電気自動車 (V2H充放電 設備あり)	<ul style="list-style-type: none">上欄の要件に加えて、申請者自らが居住する住宅にV2H充放電設備が設置されていること	上限15万円

※補助対象経費の範囲は、電気自動車本体の購入費です。

※他制度の補助金を充当する場合は、補助対象経費から控除する。

詳しくは、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱をご覧ください。

○ リース契約を利用の方は、補助対象外となります。

(2) 補助対象となるかた

下記のすべての条件を満たすかたが対象です。

- ①本市に住民登録を完了し、該当する住宅に居住しているかた
- ②自ら所有し、かつ、居住する市内の住宅に、補助対象設備を導入したかた。若しくは、第三者が所有する住宅に居住し、所有者の承諾を受けて補助対象設備を導入したかた（店舗併用住宅も住宅部分で設備を設置する場合は対象となります。）
- ③補助対象設備等の導入費用を負担し、設備を所有しているかた
- ④市税を滞納していないかた
- ⑤住宅の所有者が第三者（同居親族を含む）の場合、又は共有者がいる場合は、住宅の所有者又は共有者から補助対象設備を導入することについて同意を得ているかた
- ⑥過去に同じ設備等について、この制度により補助金の交付を受けていないかた
- ⑦佐倉市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないかた
- ⑧市から事業効果等に関する資料の提供を求められたときに、応じられるかた

2 申請について

(1) 申請受付期間

令和4年6月1日(水)から令和5年2月28日(火) 午後5時まで

※**先着順で受付**。受付期間中でも予算額に達した時点で受付を終了します。

※申請締切り時点で書類が**不備なく揃っている**ことが受付の要件となります。受付時の不備が多発しています。案内をよく読みご申請ください。

(2) 申請窓口、方法、受付日時

佐倉市役所 1号館 5階 生活環境課まで、必要書類を**直接持参**して申請してください。郵送やFAX、Eメール、データ持込みでの申請は受けません。**郵送された場合は、返送させていただきます。**

(土・日・祝・年末年始除く。午後12時～午後1時を除く、午前8時30分～午後5時)

(3) 交付申請に必要な書類

補助対象車両の納車完了後、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)及び補助対象設備等の概要(様式第1号別紙)に次の書類を添えて、提出してください。

交付申請書式は、佐倉市ホームページ(<http://www.city.sakura.lg.jp/0000018600.html>)からダウンロードしていただくか、生活環境課窓口でお受け取りください。

1) 必要な添付書類 [○提出必須 *該当する場合は必要]

チェックリストで書類の有無及び記載内容について確認のうえ、提出してください。

No.	添付書類	
1	自動車検査証の写し	○
2	購入車両の売買契約書の写し	○
3	購入車両の領収書及び内訳書の写し	○
4	補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類(製品パンフレット等)	○
5	補助対象設備等の導入状況が確認できる写真	○
6	【市による公簿確認に同意しない場合】住民票の写し又は届出避難場所証明書	*
7	【市による公簿確認に同意しない場合】市に納付すべき税の納税証明書	*
8	住宅の位置図(住宅周辺の案内図)	○
9	【住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合】第三者又は共有者の承諾書	*
10	太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類	○
11	V2H充放電設備が設置されていることを証明する書類	*
12	【事業者が代わりに申請する場合】事務代行届(様式第2号)	*
13	【自動車検査証の所有者が使用者の名義と異なる場合】保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証(任意保険)の写し	*

2) 各書類の注意点等（番号は、必要な添付書類一覧の書類ナンバー）

3 購入車両の領収書及び内訳書（写し）

- ・クレジット契約で領収書が発行されない場合は、クレジット契約書を提出してください。（クレジット申込書は不可）

5 補助対象設備等の導入状況が確認できる写真

- ・保管場所に駐車した車両の写真（ナンバーが分かるもの）

9 【住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合】第三者又は共有者の承諾書

- ・第三者及び共有者には、同居の親族（配偶者等）を含みます。

10 太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類

- ・①②③のいずれか（写し可）

①売電明細

②接続契約のご案内

③特定契約のご案内

11 V2H充放電設備が設置されていることを証明する書類

- ・V2H充放電設備の写真

(4) 申請時の注意等

- ・**書類が揃っていないものや内容に不備があるものは、受付せずに返却します。**代行申請の場合や受付終了間際は特にご注意ください。
- ・①補助金申請者②自動車検査証の使用者③車両購入費の支払者（領収書の宛名）は同一人であることが条件です。
- ・印鑑は、訂正印も含め、全て同じものを使用してください。（第三者又は共有者からの承諾書を除く）
- ・スタンプ印（シャチハタ等）は使用できません。
- ・フリクションペン等、筆跡を消せるペンは使用できません。
- ・記載を訂正する場合は、二重線を引き、申請書に押したものと同一印鑑で訂正印を押してください。修正液、修正テープ等は使用できません。
- ・このほか、よくある質問についての回答を市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

(5) 代行申請等について

- ・申請等の手続を設置業者等に依頼する場合は、事務代行届（様式第2号）を提出してください。
- ・代行したことによる事故等について、市では一切の責任を負いかねます。
- ・代行申請をされた場合においても、市から申請者への通知類は全て申請者本人宛に郵送します。申請者の責任において内容をご確認のうえ、必要な対応をお願いします。

3 補助金請求について

申請時に補助金交付請求書を提出しなかった場合は、交付決定兼確定通知を受け取ってからすみやかに佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（様式第4号）を提出してください。請求書の受領後、補助金の振込手続を行います。

4 アンケート

今後の施策の参考のため、設置後に簡単なアンケートへのご協力をお願いしています。詳細は、交付手続終了後にご案内いたします。